

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の  
一部を改正する政令案要綱

- 1 大韓民国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維について、関税定率法の規定に基づき、不当廉売関税を課する期間を平成24年6月28日まで延長することとする。
- 2 この政令は、平成19年7月1日から施行することとする。